

レンタルスノーシュー利用規約

一般社団法人北上観光コンベンション協会（以下、当協会）が運営管理しているレンタルスノーシューのご利用に際し、お客様に遵守していただく事項について規定しています。

1. 利用方法

- ・利用者は貸出手続きの際に利用申込書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証、パスポートなど）を提示してください。
- ・申込書に虚偽の記載をされた場合には、ご利用をお断りすることがあります。

2. 利用料金

1セットあたりの料金は以下のとおりです。受付の際、現金でお支払いください。

利用プラン	利用料金
日帰り～1泊2日	500円
2泊3日	1,000円
延長1日につき	500円

※年末年始をまたぐ貸出を希望の場合、12月31日～1月3日の期間は案内所が閉所するため、以下①②の条件を全て満たす方のみ、特別料金1,000円で貸し出すこととする。

- ①12月30日に利用申込および受け取りを行うこと。
- ②1月4日に返却すること。
- ③12月30日に利用申込および1月4日に返却できない場合は、1日につき500円の延長料金が発生する。
例) 12/29に申込、1/4に返却の場合→特別料金1,000円+延長500円=1,500円

3. 受付窓口および貸出場所

北上駅観光案内所（JR北上駅東口）

4. 受付時間

受付時間は9時から17時までとさせていただきます。なお、お電話でのご予約も受付時間内のみお受けいたします。

5. 利用条件

- ・貸出、返却とも受付時間内（9：00～17：00）に行ってください。
- ・返却は、貸出と同じ場所へお願いします。（北上駅観光案内所）
- ・貸出期間中、途中で返却された場合でも利用料金の返金はできません。また、貸出後にスノーシューを使用されなかった場合でも利用料金の返金はできません。
- ・返却期日を超過した場合は、延長日数分の料金をいただきます。
- ・中学生以下の方のご利用は、保護者同伴に限ります。
- ・貸出は、原則お一人様3セットまでとします。

6. 禁止事項

- ・危険箇所、その他不適切な場所での使用。
- ・レンタル用具の譲渡、質入、占有。
- ・その他、本規約および法令などに違反する行為。

7. 損害賠償責任

- ・利用者に起因するレンタル用具の破損もしくは紛失については、賠償代金として実費負担を申し上げる場合があります。
- ・レンタル用具の使用によって、利用者自身の怪我や第三者に怪我を負わせた場合は、利用者が賠償するものとし当協会はその賠償責任を負いません。

8. 個人情報

本サービスの利用に関して当協会が知り得た個人情報については、適切な保護に努めることとし、レンタルスノーシュー運営上必要な用途以外に使用しません。

附則

この規約は、令和2年1月29日から施行する。

この規約は、令和3年12月24日から施行する。